

1 経緯

時 期	内 容
H27年9月	当社鳥栖営業所で、他のお客さまから契約変更を受付した際、当社で登録している請求先情報が「鳥栖警察署」となっていたことが判明（1件誤り） そのため、「鳥栖警察署」へのご請求分を確認した結果、その他に、請求誤りが判明（4件誤り）
H27年10月 ～ H28年1月	佐賀県警察本部及び県内10警察署の交通信号機等の契約について、佐賀県警察さまと合同で調査した結果、請求誤りが判明（11件誤り）
H28年2月 ～ H28年3月	誤り16件について、佐賀県警察さまと当社佐賀営業センターで電気料金の精算協議を実施 その結果、11件払戻し、5件追加請求することで協議完了（3/10に電気料金の精算を完了）

2 精算内容及び原因

精算内容	原 因	件 数
払戻し (11件)	当社の請求先登録誤り	5
	当社の契約廃止受付漏れか、佐賀県警察さまの契約廃止申請漏れかは、不明	6
追加請求 (5件)	当社の契約受付漏れ	3
	当社の契約受付漏れか、佐賀県警察さまの契約申請漏れかは、不明	2
計		16

3 再発防止策

（佐賀県警察さま）

- ・ 電気工事店への「工事内容指示書」に、「既設交通信号機の撤去」と記載するなど、工事内容の指示を実施

（当社）

- ・ 受付担当者は、電気工事店から提出された、当社所定の申込書、「工事内容指示書」に基づき処理を実施
- ・ 審査担当者は、受付担当者が申込内容どおり処理しているか、審査を実施

（当社、佐賀県警察さま）

- ・ 警察は、設備ごとに付与している「管理番号」を当社に提出
- ・ 当社は、当該「管理番号」を請求書に印字して警察に送付し、警察は請求内容に誤りがないか、チェックを実施

以 上